

「県立学校自動販売機設置事業」に係る仕様書
[令和7年度一般競争入札]

広島県教育委員会事務局管理部施設課

目 次

1 貸付場所及び面積	1
2 貸付期間	5
3 契約の方法等	5
4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項	6
(1) 商品	
(2) 自動販売機	
(3) 費用負担等	
5 使用用途の指定等	9
(1) 使用用途の指定	
(2) 使用用途以外の利用等	
(3) 営業上の注意	
(4) 再委託等の制限	
(5) 譲渡又は転貸の禁止	
(6) 搬入・搬出等	
(7) 保険	
(8) 営業の報告	
(9) 連絡体制	
(10) 清掃、ゴミ処理	
(11) 打合せ等	
(12) 情報の適正な管理	
(13) 個人情報の保護	
(14) 業務の履行に関する措置	
(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ	
6 貸付料	10
7 連帯保証人	11
8 解除通知	11
9 原状回復	11
10 保険	11
11 その他	11
(1) 商品補充等	
(2) その他	

(別紙資料)

【資料 1】学校（施設）別仕様書

【資料 2】県立学校自動販売機設置事業貸付場所位置図

【資料 3】貸付場所位置図掲載ページ一覧※

※各貸付箇所の位置図について、資料 2 のページ番号を記載

「県立学校自動販売機設置事業」に係る仕様書

1 貸付場所及び面積

物件番号	学校（施設）及び所在地	貸付箇所	設置場所	設置種類	貸付場所	貸付面積	位置図
①	尾道東高等学校 尾道市東久保町 12-1	9 - 1	第一体育館前	缶・PET	土地	1.09 m ²	P. 7
	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 1	生徒ホール西側	缶・PET	土地	1.69 m ²	P. 8
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 2	同窓会館北側	缶・PET	土地	2.88 m ²	P. 15
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 3	同窓会館北側	缶・PET	土地	2.88 m ²	P. 15
	黒瀬高等学校 東広島市黒瀬町乃美尾 10001	44 - 1	食堂棟前	缶・PET	土地	2.00 m ²	P. 26
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 3	53号棟北側	缶・PET	土地	1.50 m ²	P. 35
	大崎海星高等学校 豊田郡大崎上島町中野 3989-1	121 - 1	15号棟（特別教室棟）北側	缶・PET	土地	2.10 m ²	P. 42
	大崎海星高等学校 豊田郡大崎上島町中野 3989-1	121 - 2	体育館南側廊下	缶・PET	土地	2.10 m ²	P. 42
	広島歴史学園中学校・高等学校 豊田郡大崎上島町大串 3137-2	127 - 1	寮管理棟	缶・PET	建物	1.83 m ²	P. 44
	物件番号①合計				9 箇所		
②	福山誠之館高等学校 福山市木の庄町六丁目 11-1	11 - 3	2号棟（本館）西側渡り廊下	缶・PET	建物	1.20 m ²	P. 9
	吉田高等学校 安芸高田市吉田町吉田 719-3	22 - 3	51号棟東北側	缶・PET	土地	1.32 m ²	P. 14
	上下高等学校 府中市上下町上下 566	35 - 1	灯油庫東側	缶・PET	土地	1.80 m ²	P. 19
	三次高等学校 三次市南畑敷町 155	36 - 5	三高会館南側	缶・PET	土地	1.62 m ²	P. 20
	日彰館高等学校 三次市吉舎町吉舎 293-2	43 - 3	売店前	缶・PET	土地	1.51 m ²	P. 25
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 2	3号棟東側	缶・PET	建物	1.40 m ²	P. 32
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 1	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 33
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 1	53号棟北側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 35
	三次青陵高等学校 三次市大田幸町 10656	84 - 1	同窓会館前右	缶・PET	土地	1.46 m ²	P. 37
	物件番号②合計				9 箇所		
③	福山葦陽高等学校 福山市久松台三丁目 1-1	12 - 1	校舎体育館渡り廊下	缶・PET	建物	1.97 m ²	P. 10
	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 3	43号棟西側	缶・PET	土地	2.50 m ²	P. 16

	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 5	43号棟西側	缶・PET	土地	2.50 m ²	P. 16
	三次高等学校 三次市南畑敷町 155	36 - 4	三高会館南側	缶・PET	土地	1.62 m ²	P. 20
	庄原格致高等学校 庄原市三日市町 515	37 - 1	生徒ホール入口	缶・PET	土地	1.30 m ²	P. 22
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 3	3号棟東側	缶・PET	建物	1.60 m ²	P. 32
	三次青陵高等学校 三次市大田幸町 10656	84 - 2	生徒玄関横	缶・PET	土地	1.46 m ²	P. 37
	庄原実業高等学校 庄原市西本町一丁目 24-34	91 - 3	渡り廊下東（南側）	缶・PET	建物	1.20 m ²	P. 38
	西城紫水高等学校 庄原市西城町西城 231-1	97 - 1	寄宿舎研修棟男子	缶・PET	建物	1.35 m ²	P. 39
	西城紫水高等学校 庄原市西城町西城 231-1	97 - 2	寄宿舎研修棟女子	缶・PET	建物	1.35 m ²	P. 39
	物件番号③合計			10箇所			
	広島皆実高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-76	1 - 2	同窓会館東側	缶・PET	土地	2.18 m ²	P. 2
④	広島観音高等学校 広島市西区南観音 4-10	3 - 3	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.70 m ²	P. 3
	音戸高等学校 吳市音戸町北隱渡一丁目 1-1	14 - 2	体育館東側	缶・PET	土地	1.98 m ²	P. 12
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 5	同窓会館南側	缶・PET	土地	1.04 m ²	P. 13
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 2	管理教室棟北側中央	缶・PET	土地	2.21 m ²	P. 27
	高陽高等学校 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1	56 - 3	教室棟西側	缶・PET	土地	1.49 m ²	P. 29
	熊野高等学校 安芸郡熊野町川角五丁目 9-1	57 - 1	食堂前	缶・PET	土地	1.89 m ²	P. 30
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 2	食堂・売店前	缶・PET	土地	1.89 m ²	P. 34
	吳工業高等学校 吳市阿賀北二丁目 10-1	83 - 4	材料棟前渡り廊下	缶・PET	建物	1.80 m ²	P. 36
	物件番号④合計			9箇所			
	三原高等学校 三原市宮沖四丁目 11-1	7 - 1	武道場西側	缶・PET	土地	1.70 m ²	P. 5
⑤	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 3	生徒ホール西側	缶・PET	土地	1.32 m ²	P. 8
	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 4	生徒ホール西側	缶・PET	土地	1.36 m ²	P. 8
	福山誠之館高等学校 福山市木之庄町六丁目 11-1	11 - 4	5号棟（北館）食堂内	缶・PET	建物	1.50 m ²	P. 9
	福山葦陽高等学校 福山市久松台三丁目 1-1	12 - 2	校舎体育館渡り廊下	缶・PET	建物	1.97 m ²	P. 10
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 4	同窓会館北側	缶・PET	土地	2.88 m ²	P. 15

	府中高等学校 府中市出口町 898	33 - 3	体育館北側	缶・PET	土地	1.54 m ²	P. 18
	豊田高等学校 東広島市安芸津町小松原 1202-4	59 - 1	1階売店前	缶・PET	建物	1.62 m ²	P. 31
	物件番号⑤合計				8箇所		
⑥	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 4	同窓会館南側	缶・PET	土地	1.04 m ²	P. 13
	府中高等学校 府中市出口町 898	33 - 2	体育館北側	缶・PET	土地	1.54 m ²	P. 18
	三次高等学校 三次市南畠敷町 155	36 - 6	三高会館南側	缶・PET	土地	1.35 m ²	P. 20
	三次高等学校 三次市南畠敷町 100-1	36 - 9	寄宿舎	缶・PET	建物	1.60 m ²	P. 21
	東城高等学校 庄原市東城町川西 476-2	38 - 1	食堂（すずかけ会館）南側	缶・PET	土地	1.94 m ²	P. 23
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 4	3号棟東側	缶・PET	建物	1.60 m ²	P. 32
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 2	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 33
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 2	53号棟北側	缶・PET	土地	1.60 m ²	P. 35
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 2	1号館東側	缶・PET	土地	2.22 m ²	P. 43
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 4	1号館食堂内	缶・PET	建物	1.50 m ²	P. 43
	物件番号⑥合計				10箇所		
⑦	広島観音高等学校 広島市西区南観音 4-10	3 - 2	同窓会館西側	缶・PET	土地	1.80 m ²	P. 3
	海田高等学校 安芸郡海田町つくも町 1-60	13 - 4	中庭部室前	缶・PET	土地	2.52 m ²	P. 11
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 1	管理教室棟北側中央	缶・PET	土地	2.21 m ²	P. 27
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 4	管理教室棟北側中央	缶・PET	土地	2.21 m ²	P. 27
	高陽高等学校 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1	56 - 4	教室棟西側	缶・PET	土地	1.49 m ²	P. 29
	熊野高等学校 安芸郡熊野町川角五丁目 9-1	57 - 2	食堂前	缶・PET	土地	2.16 m ²	P. 30
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 3	食堂・売店前	缶・PET	土地	1.89 m ²	P. 34
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 4	食堂・売店前	缶・PET	土地	1.35 m ²	P. 34
	広島中央特別支援学校 広島市東区戸坂千足二丁目 1-4	101 - 1	南校舎南側	缶・PET	土地	2.52 m ²	P. 40-41
	物件番号⑦合計				9箇所		
⑧	広島皆実高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-76	1 - 3	同窓会館東側	紙パック	土地	1.61 m ²	P. 2

⑧	広島観音高等学校 広島市西区南観音 4-10	3 - 4	同窓会館西側	紙パック	土地	1.10 m ²	P. 3
	呉三津田高等学校 呉市山手一丁目 5-1	6 - 2	24号棟南側	紙パック	土地	1.22 m ²	P. 4
	音戸高等学校 呉市音戸町北隱渡一丁目 1-1	14 - 3	体育館東側	紙パック	土地	1.98 m ²	P. 12
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 1	同窓会館南側	紙パック	土地	0.72 m ²	P. 13
	賀茂高等学校 東広島市西条西本町 16-22	24 - 1	同窓会館北側	紙パック	土地	1.43 m ²	P. 15
	賀茂北高等学校 東広島市豊栄町乃美 632	41 - 1	19号棟西側	紙パック	土地	1.65 m ²	P. 24
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 5	食堂・売店前	紙パック	土地	1.35 m ²	P. 34
	物件番号⑧合計			8箇所			
	三原高等学校 三原市宮沖四丁目 11-1	7 - 2	武道場西側	紙パック	土地	1.10 m ²	P. 5
⑨	三原東高等学校 三原市中之町二丁目 7-1	8 - 3	格技場北側	紙パック	土地	1.68 m ²	P. 6
	尾道東高等学校 尾道市東久保町 12-1	9 - 2	第一体育館前	紙パック	土地	1.04 m ²	P. 7
	尾道東高等学校 尾道市東久保町 12-1	9 - 3	同窓会館横広場	紙パック	土地	1.28 m ²	P. 7
	尾道北高等学校 尾道市長江三丁目 7-1	10 - 2	生徒ホール西側	紙パック	土地	1.25 m ²	P. 8
	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 1	43号棟南側	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 16
	府中高等学校 府中市出口町 898	33 - 1	体育館北側	紙パック	土地	1.54 m ²	P. 18
	福山明王台高等学校 福山市明王台二丁目 4-1	54 - 1	中庭	紙パック	土地	1.40 m ²	P. 28
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 3	同窓会館西側	紙パック	土地	1.60 m ²	P. 33
	物件番号⑨合計			9箇所			
⑩	三原東高等学校 三原市中之町二丁目 7-1	8 - 4	格技場北側	紙パック	土地	1.68 m ²	P. 6
	世羅高等学校 世羅郡世羅町本郷 870	30 - 4	43号棟西側	紙パック	土地	2.00 m ²	P. 16
	沼南高等学校 福山市沼隈町下山南 4	32 - 3	本校中庭	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 17
	福山明王台高等学校 福山市明王台二丁目 4-1	54 - 2	中庭	紙パック	土地	1.40 m ²	P. 28
	神辺旭高等学校 福山市神辺町徳田 75-1	64 - 1	3号棟東側	紙パック	建物	1.30 m ²	P. 32
	府中東高等学校 府中市土生町 399-1	65 - 4	同窓会館西側	紙パック	土地	1.60 m ²	P. 33
	福山工業高等学校 福山市野上町三丁目 9-2	82 - 4	53号棟北側	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 35

	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 1	1号館東側	紙パック	土地	2.22 m ²	P. 43
	戸手高等学校 福山市新市町相方 200	122 - 5	1号館食堂内	紙パック	建物	1.50 m ²	P. 43
	物件番号⑩合計				9箇所		
⑪	広島皆実高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-76	1 - 4	同窓会館東側	紙パック	土地	1.61 m ²	P. 2
	廿日市高等学校 廿日市市桜尾三丁目 3-1	15 - 2	同窓会館南側	紙パック	土地	0.72 m ²	P. 13
	賀茂北高等学校 東広島市豊栄町乃美 632	41 - 2	19号棟西側	紙パック	土地	1.65 m ²	P. 24
	黒瀬高等学校 東広島市黒瀬町乃美尾 10001	44 - 2	食堂棟前	紙パック	土地	2.00 m ²	P. 26
	五日市高等学校 広島市佐伯区観音台三丁目 15-1	49 - 3	管理教室棟北側中央	紙パック	土地	1.50 m ²	P. 27
	広島工業高等学校 広島市南区出汐二丁目 4-75	81 - 6	食堂・売店前	紙パック	土地	1.35 m ²	P. 34
	物件番号⑪合計				6箇所		
	全物件合計				96箇所		

※1 県立学校の休校日は、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、学年始・夏季・冬季・学年末休業日、その他校長が必要と認める休業日です。

※2 貸付面積には放熱余地、使用済み容器の回収ボックス設置部分を含みます。

なお、回収ボックス設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、各校長と、落札者との間で協議の上、決定することができます。

※3 自動販売機は、貸付箇所ごとに1台必ず設置してください。

※4 貸付する物件は、飲料用自動販売機（飲料とは清涼飲料水類のみとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。以下同様。）の設置以外の用途で使用することはできません。

※5 自動販売機の主な利用者は、県立学校においては各学校の生徒及び勤務する教職員を想定しています。

※6 貸付箇所のコンセント、水道等の設置に関しては、各校長の指示に従い、原則、自動販売機を設置する事業者の責任と負担で設置してください。

※7 設置する各自動販売機の仕様については、本仕様書の添付書類である学校（施設）別仕様書（以下「学校（施設）別仕様書」という。）別に定めます。

※8 契約後自動販売機の設置に先立って、自動販売機を設置する事業者は販売を行う具体的商品等について、各校長の承認を要することとします。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）※更新はありません。

3 契約の方法等

- (1) 建物内への設置については借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の定期建物賃貸借契約によるものとし、土地への設置については民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地賃貸借契約（借地借家法の適用はありません。）（以下「契約」という。）によるものとし、契約の更新はありません。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）

に基づき、広島県において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することができます。

(3) その他、自動販売機設置事業者が広島県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「自動販売機設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 商品

ア 販売可能商品

学校（施設）別仕様書に記載された容器（缶容器、ペットボトル容器、紙パック等）の清涼飲料水類とし、各校長との協議の上、決定してください。なお、複数の容器種別の商品を1台の自動販売機で販売することは認めません。

イ 商品販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）

商品販売価格については、原則、一般的な価格から缶飲料、紙パック飲料については10円～20円引き、ペットボトル飲料については20円～30円引きとします。なお、実際の販売価格は、各校長との協議の上、決定してください。

ウ その他

同一校で複数の自動販売機を設置する場合、なるべく同じ銘柄の商品を置かないなど、可能な範囲で、商品ラインナップが偏らないよう配慮してください。

(2) 自動販売機

ア 大きさ

貸付面積の範囲内で、重量（最大数の商品が入っている状態）については、事前に各校長との協議の上、自動販売機を設置してください。

イ デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインとします。

ウ 環境対策

自動販売機の機種は、可能な限り省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、可能な限り消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。

エ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

(イ) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

オ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。

(イ) 「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

カ 使用済み容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇等（貸付面積内）に設置し、各校長と協議し、定期的に回収することとします。

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とします。

また、大きさは、概ね1個につき、W0.50m×D0.50m×H0.90m以内としますが、各校長と協議し、貸付面積内において変更することができます。

- (イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。
- (ウ) 使用済容器の処理は、容器包装リサイクル法に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

キ その他

- (ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととします。
- (イ) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。
- (ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応することとします。

(3) 費用負担等

電気、水道等の使用料は、学校（施設）別仕様書に従って副メーターを設置し、広島県が定める計算方法により徴収するものとします。使用料の納入方法については、広島県が別途発行する納入通知書等により、広島県の指定する期日までに納入してください。

ア 電気・水道使用料

広島県が定めた「県有施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて」の規定を準用して計算した額とします。

(ア) 電気使用料：副メーターで計測した電気使用料等について、広島県が定めた「県有施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて」の規定を準用して計算した額とします。

○負担電気料金（副メーターがある場合）

[計算式]

$$\text{負担電気料金} = \frac{\text{副メーター使用量}}{\text{施設全体の電気使用量}} \times \text{施設全体の電気料金}$$

[計算例]

●10月中の施設全体の電気料金 15,714,090 円 ●10月中の施設全体の電気使用量 1,047,997 K_w

●10月中の副メーター使用量 200 K_w

$$15,714,090 (\text{円}) \times 200 (\text{Kw}) \div 1,047,997 (\text{Kw}) = 2,998. \underline{00} \text{円}$$

10月分負担電気料金 2,998 円

[用語の定義]

ア 負担電気料金とは使用者が負担すべき、月ごとの電気料金をいう。

イ 電気料金とは、施設全体で使用した月ごとの電気料金をいう。

ウ 副メーターとは、自動販売機ごとの電気使用量を測定するための個別メーターをいう。

エ 全体の電気使用量とは、施設全体で使用した月ごとの電気使用量をいう

(イ) 水道使用料：副メーターで計測した水道使用料等について、広島県が定めた「県有施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて」の規定を準用して計算した額とします。

○負担水道料金（副メーターがある場合）

[計算式]

$$\text{負担水道料金} = \frac{\text{副メーター使用量}}{\text{施設全体の水道使用量}} \times \text{施設全体の水道料金}$$

[計算例]

●10・11月中の施設全体の水道料金 6,934,498 円 ●10・11月中の施設全体の水道使用量 11,134 m³

●10・11月中の副メーター使用量 0.36 m³

$$6,934,498 (\text{円}) \times 0.36 (\text{m}^3) \div 11,134 (\text{m}^3) = 224. \underline{21} \text{円}$$

10・11月分負担水道料金 224 円

[用語の定義]

ア 負担水道料金とは、使用者が負担すべき水道料金をいう。

イ 水道料金とは、施設全体で使用した水道料金及び下水道料金の合計額をいう。

ウ 副メーターとは、自動販売機ごとの水道使用量を測定するための個別メーターをいう。

エ 全体の水道使用量とは、施設全体で使用した水道使用量(下水道使用量は除く。)をいう。

イ 管理・運営

(ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が負担します。

(イ) 売上手数料は徴収しません。

(ウ) 売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置（副メーター、コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。

(エ) 建物（天井・壁・床）に広島県で設置した機器等について、小破修繕及び自動販売機

設置事業者の責めに帰する修繕は、原則として自動販売機設置事業者の負担とします。契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、自動販売機設置事業者はこれらを一切広島県に請求することができません。

- (オ) 広島県で設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能になった場合は、原則として広島県の負担で撤去等するものとします。その際、設備等を改めて設置する必要がある場合は、自動販売機設置事業者に応分の負担を求める場合があります。
- (カ) 広島県が行う施設改修等で、自動販売機の移設が必要となる場合、設置事業者の費用負担で移設をすることとします。
- (キ) その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、広島県と自動販売機設置事業者が協議するものとします。

ウ 貸付場所の返還

自動販売機設置事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合において原状に回復して各校長の確認を受けなければなりません。

エ 自動販売機設置に伴う事故

広島県の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負います。

オ 商品等の盗難及び破損

- (ア) 広島県の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県はその責めを負いません。
- (イ) 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。

5 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

- ア 貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、「県立学校自動販売機設置事業」募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守していただきます。
- イ 現状の使用状況等については、学校（施設）別仕様書を参照してください。

(2) 使用用途以外の利用等

- ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。
- イ 指定用途及び貸付面積の範囲内において、事前に、募集要領等で広島県が定めた自動販売機の最低設置台数を遵守しなければなりません。
- ウ 施設は善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。
- エ 貸付物件について、大規模災害時等に、広島県で一時的に使用することができます。
また、その際、自動販売機設置事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があります。
- オ その他広島県の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等について、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で実施してください。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で対応してください。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

広島県が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、自動販売機設置事業者は協力してください。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理等に努め、必要な

点検等を自動販売機設置事業者において、実施してください。

なお、清掃等を実施する際には、事前に各校長に連絡してください。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、事前に書面により広島県の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはなりません。また、その権利を担保に供してはなりません。

(6) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規及び各学校の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、荷物の搬入・搬出・運搬等を行ってください。その際、事前に各校長の承認を得るものとします。

(7) 保険

自動販売機設置事業者は、食中毒等に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒等に対して、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

(8) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、本業務について、業務ごとの毎月の売上本数、毎月の売上額を広島県教育委員会事務局管理部施設課に報告してください。

(9) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を各校長に報告してください。

(10) 清掃、ゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空き瓶等については、関係法令を遵守し、適切に処理してください。また、自動販売機設置により発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とします。

(11) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて各校長と打合せを行うものとします。

(12) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(13) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとします。

(14) 業務の履行に関する措置

広島県は本業務(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不適当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求します。自動販売機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

自動販売機設置事業者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとします。

6 貸付料

(1) 年額の貸付料は、落札価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とします。

(2) 自動販売機設置事業者は、広島県の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、そ

の年度に属する貸付料を広島県に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。

- (3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することができますので、御注意ください。
- (4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%の割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞料を加算して広島県に支払っていただきます。
なお、契約締結後、貸付料の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合がありますので、注意してください。
- (5) 納付済みの貸付料は返還しません。

7 連帯保証人

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和40年広島県教育委員会規則第9号）第34条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人を立ててください。契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」（現に効力を有する部分）、印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）、定款その他これらに準ずる書類、納税証明書（契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び消費税の納税証明書）、企業概要の資料等、必要書類を提出してください。

8 解除通知

自動販売機設置事業者が賃料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

9 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して広島県の指定する期日までに返還しなければなりません。

10 保険

自動販売機設置事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとします。

11 その他

(1) 商品補充等

自動販売機への商品補充等の作業に際し、必要な駐車スペースを要する場合は、事前に各校長へ連絡し、各校長の承認を受けてください。

(2) その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上、解決するものとします。